

議会あり方検討会 部門別検討項目一覧

- 1 傍聴対応について
- 2 議会の広報活動について
- 3 議会だよりについて
- 4 議会の見える化(議会中継)について
- 5 議員定数について
- 6 議員報酬等について
- 7 政務調査費について
- 8 審議会委員について
- 9 行政視察について
- 10 本会議運営について
- 11 委員会運営について
- 12 議会基本条例について
- 13 住民の参加について
- 14 その他

1 傍聴対応について

傍聴者への資料提供のあり方
議案書、予算説明書等議会資料を傍聴席入り口に備えておくなど、議会審議の具体的内容が容易に閲覧できるように配慮する。
傍聴人受付簿から住所、氏名等の記入を廃止する。
傍聴席での写真、ビデオ撮影、録音等を解禁する。
本会議及び常任委員会での傍聴者への議案書(議案概要)の配付(閲覧) 市の審議会等や教育委員会では、情報公開条例(総合的な情報公開)により、すべての資料を傍聴者に配付
特別委員会での傍聴者への資料配付
協議会の傍聴者への資料配付(閲覧) 協議会は傍聴できないが？

2 議会の広報活動について

議会改革の取組みについて、DVD製作や動画配信などにより積極的に広報を行う。
議長定例記者会見、ケーブルテレビでの議長インタビューの実施により、市民の皆様に議会の状況を積極的に広報していく。
子ども向けに情報発信するページを作成する。
各議員の議案への表決結果を議会HPに掲載する。
委員会視察・会派視察・政務調査費視察の報告を議会HPに掲載する。

3 議会だよりについて

議会だよりについて

「議会だより」の改革
議会だより編集委員会の改革
議会だよりの、情報提供のあり方(質問内容、名前の掲載)
議員の議案に対する賛否の結果や一般質問者全議員の内容を掲載するなど議会広報紙面を充実させる。
各議員の議案への表決結果を掲載する。
一般質問は全員分を掲載し、議員名を掲載する。
政務調査費の使途報告を掲載する(議会HPでは公開済み)
委員会視察、会派視察、政務調査費視察の報告を掲載する。
広報を議員が編集する。

4 議会に見える化について(議会中継について)

議会に見える化について
質問、質疑(一問一答、議場レイアウト)、質問時間 10 で検討する公開の方法(CATV、インターネット等)
本会議のインターネット中継、ケーブルテレビ中継の検討
議会のインターネット中継
開かれた議会作り、市民目線での改革 <p>他市では広く導入されていますが、議会の模様をインターネットでライブ中継、オンデマンド(録画)での配信は議会の様子をリアルタイムに見ることができるので、大変有効であると思います。</p>
本会議のケーブルテレビ中継、インターネット中継、インターネットによるオンデマンドでの録画配信を行い、市民の皆様に議会の様子を見て頂く。
委員会のケーブルテレビ中継、インターネット中継、インターネットによるオンデマンドでの録画配信を行い、市民の皆様に会議の様子を見て頂く。

本会議のインターネットでの中継・録画
本会議のケーブルテレビ中継、庁内中継

5 議員定数について

議員定数について
議員定数、議員報酬、政務調査費
議員定数のあり方
議員定数の見直し検討
<p>議員自らが改革に率先して行動する姿勢</p> <p>市民の皆様から議員に対する姿勢が問われている昨今、高槻市議会としても改革に率先して行動する姿勢を示す。</p> <p>議員定数、政務調査費、歳費のあり方の検討を進める。</p>

6 議員報酬等について

議員報酬について
議員定数、議員報酬、政務調査費
議員報酬額のあり方
議員報酬の見直し検討
議員の報酬について
<p>議員自らが改革に率先して行動する姿勢</p> <p>市民の皆様から議員に対する姿勢が問われている昨今、高槻市議会としても改革に率先して行動する姿勢を示す。</p> <p>議員定数、政務調査費、歳費のあり方の検討を進める。</p>

議会運営委員会委員長、常任委員会委員長の手当は廃止する。

7 政務調査費について

議員定数、議員報酬、政務調査費
政務調査費の額のあり方
政務調査費の見直し検討
政務調査費の使途の適正化と減額
議員自らが改革に率先して行動する姿勢 市民の皆様から議員に対する姿勢が問われている昨今、高槻市議会としても改革に率先して行動する姿勢を示す。 議員定数、政務調査費、歳費のあり方の検討を進める。

8 審議会委員について

審議会委員について
附属機関審議会への議員派遣と報酬(費用弁償)
各種委員会等の委員報酬のあり方
委員の派遣のあり方 監査委員の委員数 農業委員会の委員数 各外郭団体(審議会を含む。)等への派遣のあり方
各種委員会等の任期のあり方 農業委員会など任期の整合が取れていない場合

<p>執行機関との緊張感ある関係の構築</p> <p>各種計画づくりの審議会等に議員が委員として就任することがあるが、議員の選任が法令や条例等で規定されているものや他市町村と足並みをそろえる必要があるもの以外は辞退することとする。</p>
<p>各種審議会等委員については、法の定めがあるものを除き、議員はならない。</p>
<p>各種審議会委員の費用弁償 9,100 円等は、議会選出分は廃止する。</p>
<p>監査委員の議会選出を 1 名にし、議会選出の監査委員の手当では廃止する。</p>

9 行政視察について

<p>議会の行政視察予算のあり方</p>
<p>行政視察のグリーン車廃止</p>
<p>会派視察費の廃止(政務調査費でも可能)</p>
<p>常任委員会・議会運営委員会・議会だより編集委員会の視察について</p>
<p>会派視察制度の廃止を(法的根拠が無い)(旅費規程)</p>

10 本会議運営について

<p>議会質問について</p>
<p>質問、質疑(一問一答、議場レイアウト)、質問時間、公開の方法(CATV、インターネット等)</p>
<p>首長の反問権</p>
<p>議員同士の討論 条例提案</p>
<p>パソコンの議場持込みの検討</p>
<p>一問一答形式の検討</p>
<p>議場に対面式演壇の設置</p>
<p>賛否は、挙手ではなくわかりやすい手法に</p>

<p>議場を対面演壇方式に変更</p> <p>執行機関との間に緊張感のある関係を築き、本会議を通じて政策決定に係る論議を行うため、『対面演壇方式』を導入する。</p> <p>資料の映写をできるようにする。</p>
<p>本会議質疑での質問方式の多様化</p> <p>従来の一括質問方式に加え、一問一答方式を含む分割質問方式を議員が選択できるようにする。</p>
<p>市全体の方向性は必ず市長あるいは教育長が答弁を行い、詳細部分に関して各担当部長が答弁を行うようにする。</p>
<p>一般質問の日程を増やし、質疑の時間に集中できるようにする。</p>
<p>人事案件に対する質疑(賛成、反対の理由を市民にはっきりさせるため)</p>
<p>議員間の自由討議</p>
<p>反問権</p>
<p>本会議・一般質問での一問一答方式(議案質疑は大綱質疑のまま)</p>
<p>会派視察や政務調査費による視察は、視察したことを生かした質問をする。</p>

11 委員会運営について

<p>委員会質疑(行政側の案件以外に討論できない問題)</p>
<p>委員会協議会のあり方</p>
<p>賛否は、挙手ではなくわかりやすい手法に</p>
<p>常任委員会協議会の持ち方について</p>
<p>委員会質疑の充実</p> <p>委員会質疑において、議論を活発に行うために、議員と職員間の質疑に関する事前調整を行う慣習を基本的な項目だけとする。</p>

<p>予算決算特別委員会の設置</p> <p>従来、設置される決算特別委員会を、予算と決算を審査調整する予算決算特別委員会とし、予算案として提出される以前の予算編成方針や予算要求状況といった予算編成が始まる以前や予算要求の段階から調査を行い、意見や提言を行うとともに、決算審査だけでなく前年度の政策評価の審査を行い、予算編成過程に議員が関与する。</p>
<p>決算審査の早期化</p> <p>前年度の決算審査を翌年度の予算編成に反映できるよう、決算審査や議決時期を早期化する。</p>
<p>契約案件の委員会付託</p>
<p>決算については、常任委員会に付託して審査し、全議員が審査に係わる。</p>
<p>協議会の公開(原則会議は公開)</p>
<p>協議会の議事録のネット公開</p>

12 議会基本条例について

<p>議会基本条例について</p>
<p>議会基本条例制定の検討</p>
<p>議会基本条例の制定</p>
<p>議会運営や議員の活動原則を明らかにする。</p>
<p>二元代表制を明記し、議会と市長及び市民との関係を明らかにする。</p>
<p>情報公開を推進する旨を明らかにする。</p>
<p>継続的に議会改革に取り組む旨を明らかにする。</p>

13 住民の参加について

<p>住民参加の推進について</p>

議会主催の地域議会報告会
市民参加の議会 市民懇談会等、市長や議員と市民が直接触れ合える機会を作る。
高槻市議会を初めとした地方自治に対する親近感の醸成と将来の住民自治を担う市民としての意識の涵養に寄与するために、超党派で議員自ら小・中学校などに出向き『高槻市議会出前講座』を行い、市議会の仕組みや議会改革の取組みを説明する。
女性議会、子ども議会、ケーブルテレビでの討論など、議会が市民と直接ふれあい、意見交換等ができる場を創る。
正副議長が市民から直接生の意見を聴く機会を設ける。 (カレランチミーティングなど)
議会の政策立案機能の充実に資するため、まちづくり提案制度を通年実施し、市民の皆様が議会に政策提言できるシステムを設ける。

14 その他

平成10年度の再検討も含む
議長権限と招集権
「議会あり方検討会」での結論は全会派一致性を原則
議長の改選期の不在時期のあり方
議会の交際費のあり方
危機管理上の議員の役割の明確化
会派を超えた政策検討会の実施
議場に常設で、市旗と国旗の設置の協議
議場の壁面をアイボリー色系に変え、議場を明るくするための論議
代表者会議のあり方について(無所属会派の扱い)

<p>委員会の傍聴、公開非公開につきましては、広く市民の皆さんに知っていただく必要があると思 いますが、検討内容によって公開非公開をその都度決定 していく必要があると思います。</p>
<p>正副議長の選出については、市民から見てどのように決まったのかわかりにくい。議長マニフ ェスト、あるいは所信を議場内外にて表明した上で選出を行う。</p>
<p>議会モニターの設置や傍聴者にアンケートの実施を行い、市民が参加しやすい議会づくりに努 める。</p>
<p>事務局による議会サポート体制の充実</p> <p>政策決定と政策評価、政策提言と政策立案を充実させるための、議会や議員のサポート体制 の充実を目指す。</p>
<p>依頼調査資料の作成</p> <p>議員からの調査依頼は、依頼調査結果資料目録を作成し、6か月ごとに全議員に配付すると ともに、調査結果資料は、依頼議員だけでなく誰もが活用できるよう、議会図書室にて閲覧で きるようにする。</p>
<p>政策提案から政策立案への転換</p> <p>本会議や委員会における議員の政策提案に対して具体的な対応が取られない場合も見受け られるため、議員提出条例による政策立案に取り組むため超党派の勉強会や申し合わせ事 項を検討し、超党派で合致する部分においては条例提案を行うよう推進する。</p>
<p>パソコン利用による調査・立案活動の推進</p> <p>議員利用パソコンを行政LANで結び、メール、電子掲示板、電子キャビネット等により職員、 議員同士の情報の共有化、情報交換、情報収集を円滑にする。</p> <p>また、議場にパソコンを持ち込むことを可能とする。</p>
<p>議決案件の拡大を</p>
<p>請願者には意見陳述の機会を設ける。</p>
<p>陳情を議案として扱う。(現在は所管委員会委員に配付するのみで、議会としての 判断が無い)</p>
<p>請願、陳情の場合、参考人として議会への招致をする。</p>
<p>高槻市議会へ視察にこられた議会名とテーマを議会HPに掲載する。</p>

会派代表者会議への無所属議員の傍聴参加
議会の政策調査機能の強化
議会内に政策研究会の設置
議案説明は全員協議会で説明を(職員の時間短縮)
議会のあり方を検討する際に、全員参加の議会改革に関する学習会をしてはどうか。